

国交A001 用途規制の緩和(建築基準法の特例)

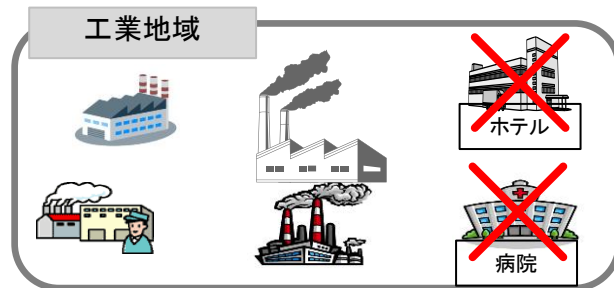
総合特区内の用途地域の指定の目的に反することのない「建築物の整備に関する基本方針」が総合特区計画に定められている場合には、当該基本方針に沿った用途地域における用途制限の緩和を行うことができることとする。

現行制度

○用途制限(建築基準法第48条)

<特定行政庁の許可が無ければ建築できない建築物の例>

- 第一種住居地域 特定の工場、劇場、映画館、倉庫、カラオケボックス etc.
- 近隣商業地域 特定の工場、キャバレー、料理店 etc.
- 商業地域 特定の工場 etc.
- 工業地域 ホテル、旅館、料理店、劇場、学校、病院、店舗、展示場、遊技場 etc.
- 工業専用地域 工業地域内に建築できない建築物、住宅、老人ホーム、図書館 etc.



<特定行政庁が許可できる場合>

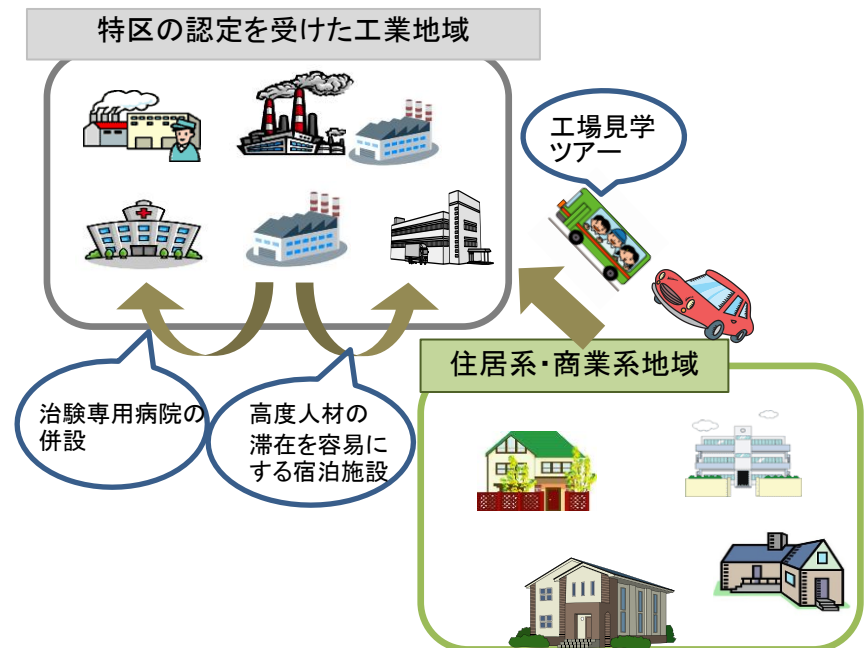
- 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- 公益上やむを得ないと認めた場合

特例措置

<特定行政庁が許可できる場合>

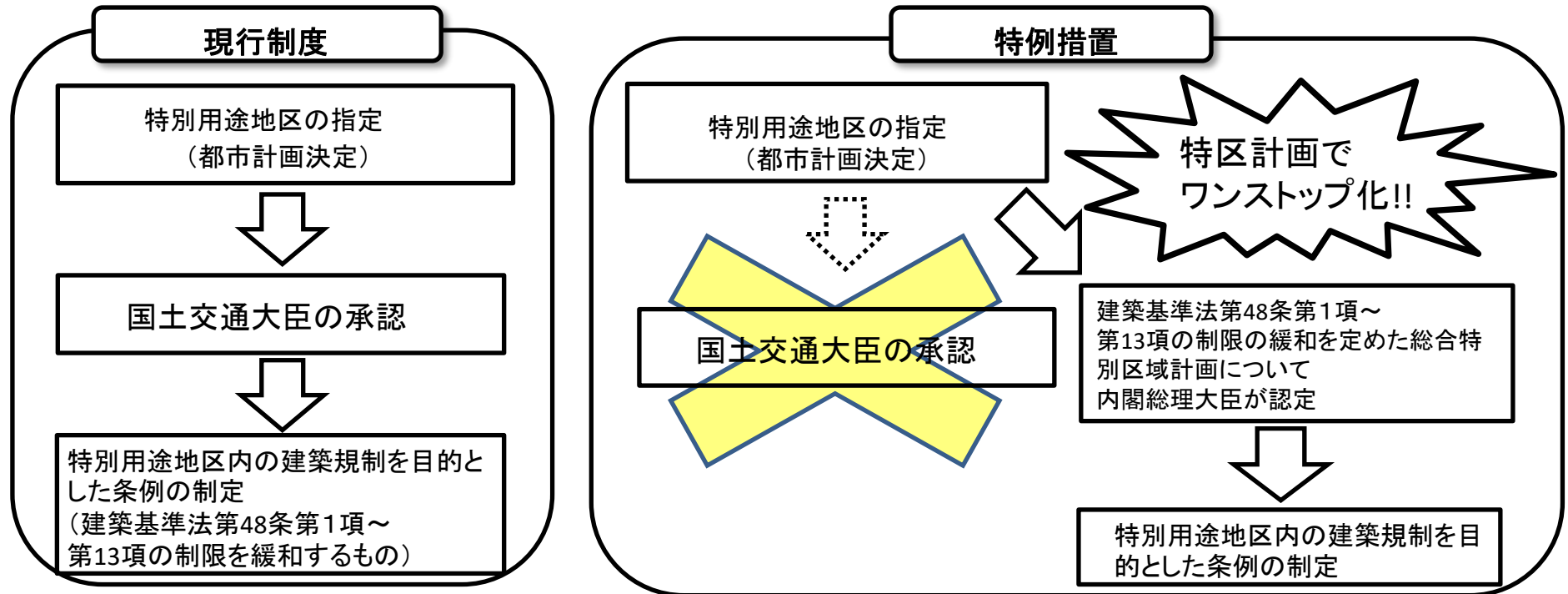
建築物の整備に関する基本方針を定めた総合特別区域計画について内閣総理大臣が認定した総合特別区域内においては

- 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- 公益上やむを得ないと認めた場合
- **認定計画が基本方針に適合すると認めた場合**



国交A002 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)

用途制限の緩和の内容が総合特区計画に定められている場合には、特別用途地区において用途制限の緩和を行う際に必要となる国土交通大臣の承認の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。



●特別用途地区を指定した場合

地場産業の保護育成等の特別の目的の実現を図るために特別用途地区を指定

↓
条例により用途制限を緩和することができる

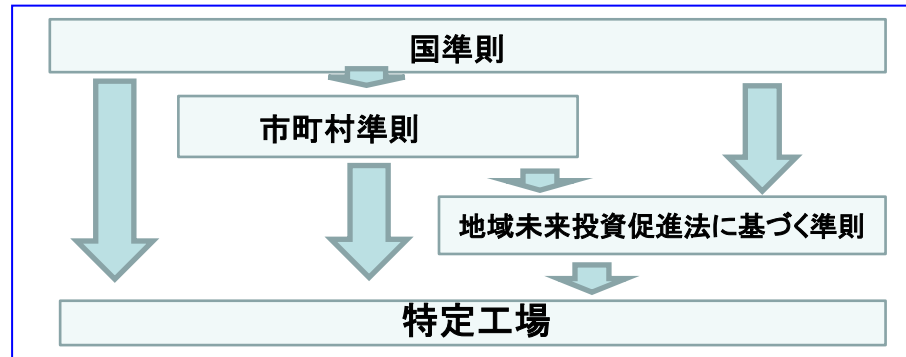


例) 住居系地域での陶器工場

経産A001 工場等新增設促進事業（工場立地法及び地域未来投資促進法の特例）

国際戦略総合特区における工場等の新設・増設を促進するため、条例で、工場立地法又は地域未来投資促進法の規定に基づき設定されている緑地面積率等の準則（基準）に代えて適用できる準則（基準）を、当該計画の区域内において定めることができる。

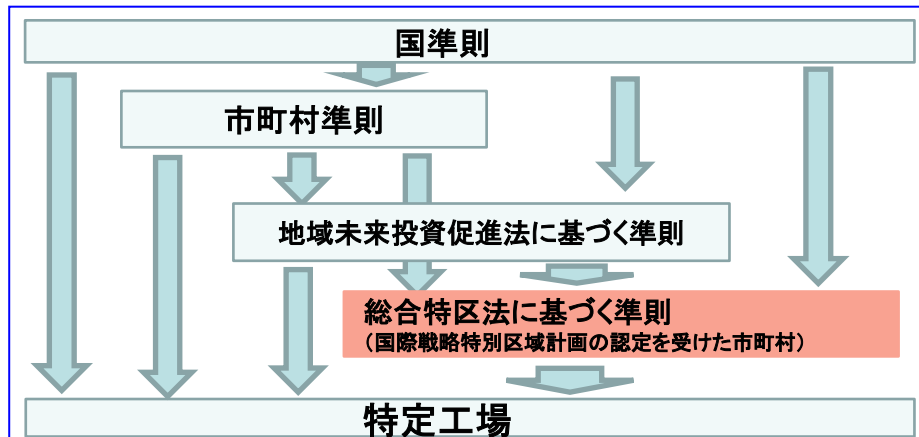
現行制度



○工場立地法では、一定規模以上の特定工場が工場立地を行う際に、国が定める準則（緑地面積率等の基準）又は、国が定める基準の範囲内で市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定める市町村準則（市町村ごとに定める緑地面積率等の基準）を遵守することとされている。

○また、工場立地法の特例措置として、地域未来投資促進法に基づく一定の手続を経た場合には、緑地面積率等について、市町村が工場立地法の準則に代えて適用できる準則を、国の基準の範囲内で条例で定めることができる。

特例措置



○国際戦略総合特別区域としてのポテンシャルのある地域における工場等の新增設を促進する観点から、市町村が、**特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた市町村は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域未来投資促進法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。**

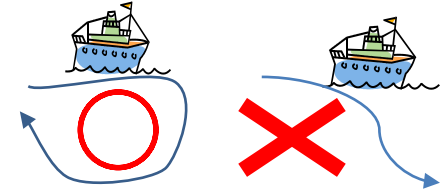
現行制度において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送については禁止されているところ、海上運送法の特例により、総合特区の区域内において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。

現行制度

旅客不定期航路事業者は次の2つに掲げる航路を除いて乗合旅客の運送を禁止



- ・陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- ・起点と終点が一致する航路であって寄港地のないもの



課題

都心エリア・空港へのアクセス向上

特例措置（海上運送法の特例）

認定を受けようとする事業の内容について定めた国際戦略総合特別区域計画において、以下の内容が確認できた場合にあっては、**国際会議等の参加者の運送に関して、旅客不定期航路事業者による運送ができるものとする。**

- ①海上運送法体系においては、実施に問題があり、運航が困難であるが、本特例措置により、国際会議等の新規誘致に資するなど、新たな需要の喚起が見込まれる航路であること。
- ②複数の会議施設や展示場が集積しているなど、年間を通じて国際会議等が多く開催されることが見込まれる地域であること
- ③空港など多数の外国人が集まる施設と国際会議等が開催される施設とを結ぶ航路であること。
- ④当該航路の起点、寄港地及び終点が、開催する国際会議等の会場や空港等の施設の近隣に存在すること。
- ⑤指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画を申請するときは、あらかじめ一般旅客定期航路事業者意見に意見を聴取すること。



国際会議の開催が増えることにより、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成。

海外

指定地方公共団体の認定企業において就労を予定している外国人

⑤上陸申請

在留資格認定証明書

上陸審査

⑥企業での就労活動

在留資格認定証明書

日本

東京都

企業から提出された資料を東京都から出入国在留管理庁へ回付

提出資料

①申請

②認定

認定通知書

企業

③在留資格認定証明書交付申請

④在留資格認定証明書交付

在留資格認定証明書

出入国在留管理庁

認定通知書

審査の迅速化

都から提供のあった資料の審査への活用

対象となる在留資格

「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動」の一部

厚労A002 先端的研究開発推進施設整備事業

国際戦略総合特区において、先端的な研究開発の推進のために必要な施設を整備する場合に、売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす国有財産を無償譲渡できることとする。

現行制度

- 国の財産は、法律に基く場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないこととされている（財政法第9条第1項）。
- 現在、譲与できる場合は国有財産法第28条等に具体的に規定され、地方公共団体が火葬場、墓地等に使うときなどに限定されている。

国有財産法の特例(第19条の2)

国際戦略総合特別区域内において、指定地方公共団体が、普通財産である建物等で所定の要件に該当するものの譲渡を受けて、大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該指定地方公共団体に当該建物等を無償譲渡することができる。

(要件)

- ① 買受人がない又は買受人がないことが明らかであること。
- ② 解体及びその廃棄物の撤去に要する費用が敷地の価格を超えると見込まれること。
- ③ 建物等の維持管理に多額の費用を要すること。



旧私のしごと館

国交A004 農業経営改善自家用貨物自動車活用事業

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
認定：平成26年3月28日
解除：令和4年3月31日

農業の国際競争力の強化を目的として、認定地方公共団体の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、1年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長できるものとする。

認定地方公共団体

● 指定自家用貨物自動車の指定

認定地方公共団体は、使用者からの申請により、総合特区計画に定める国際戦略事業に活用する自家用貨物自動車について、要件に該当している場合には、指定自家用貨物自動車として指定する。

【指定自家用貨物自動車の要件】

- 車両総重量8t未満の登録自動車（大型特殊自動車を除く。）であること。
- 自動車の使用方法が、装置の劣化又は摩耗により保安基準に適合しなくなるおそれ比較的小さいと見込まれるものであること。
- 主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供する自動車であること。
- 国際戦略総合特別区域内に使用の本拠の位置を有すること。

指定の要件から
外れた場合

指定
取消

指定点検整備事業者

● 指定点検整備事業者による点検整備

指定点検整備事業者は、技術上の基準により点検し、保安基準不適合部分について必要な整備をしたときは、請求により点検整備済証を依頼者に交付する。

運輸支局等

- 有効な点検整備済証の確認
- 指定自家用貨物自動車であることの確認
- 自動車税及び自動車重量税の納付確認
- 自動車損害賠償責任保険の加入確認 等

○ 自動車検査証 1年伸長

伸長期間中

指定自家用貨物自動車の指定を
取り消された場合

伸長中の
自動車検査証
失効

(1年後)

通常の継続検査受検

(1年後)

法務A002 外国企業支店等開設促進事業

国際戦略総合特区において、構造改革特区特例措置512（地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業）で認められる場合に加え、外国企業に対し、総合特別区域法第19条第1項の規定に基づき設置された「国際戦略総合特別区域協議会」の民間事業者が保有する施設を提供し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合にも、指定地方公共団体の関与が適切に行われること及び「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

在留資格「企業内転勤」の付与に係る事業所の要件

現行制度

- ①既に本邦に事業所が存在する場合
- ②本邦に事業所が存在せず、新たに出店等をする場合においては、事業所として使用する施設が、地方公共団体等（※）から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供される場合
（※）地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人）

特例措置

本邦に事業所が存在せず、新たに出店等をする以下の場合であっても、指定地方公共団体の関与が適切に行われること及び「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、在留資格「企業内転勤」を付与する。

【構造改革特区特例措置512の内容】

- ③事業所として使用する施設が、地方公共団体が助成の対象として指定する施設である場合
- ④事業所として使用する施設が、地方公共団体等（※）が転貸する施設である場合
（※）地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人）

【東京都の提案に基づく特例の内容】

- ⑤事業所として使用する施設が、国際戦略総合特別区域協議会の民間事業者が保有し提供する施設である場合

<指定地方公共団体の関与>

- 事業開始（入国後3か月以内）を確認し、地方出入国在留管理局に報告すること
- 3か月以内に事業を開始しない場合には外国人の所在を確認の上、地方出入国在留管理局に報告するとともに帰国するための必要な措置を行うこと等
- ⑤の場合には、更に、事業開始に係る準備行為の進捗状況について地方出入国在留管理局からの照会に対応できるようにすること

➡ 国際戦略総合特別区域内における、外国企業の日本支店等のスムーズな開設 ➡ 対日投資の促進

法務A003 高度人材外国人受入促進事業

アジアヘッドクォーター特区
認定：平成26年5月19日

総合特別区域法（以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第26条の税制措置の適用対象となる研究開発等に係る事業を行う企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算10点の対象とすることで、高度人材外国人の国際戦略総合特別区域内の企業への受入れを促進し、対日投資の促進と国際競争力の強化を図る。

現行制度

高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合（※）には、当該機関に所属する外国人に特別加算10点を付与する。

（※）支援措置の一覧は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号）別表第一及び第二に掲載

特例措置

特区法に基づき認定地方公共団体が指定する、**特区法第26条の税制措置の適用対象となる研究開発等に係る事業を行う企業に就労する外国人を、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。**

➡ **国際戦略総合特別区域内に進出する企業の高度人材ポイント制の利用促進** ➡ **対日投資の促進と国際競争力の強化**

（参考）高度人材ポイント制の概要・目的

高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度。
高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としている。

○ 優遇措置の主な内容（「高度専門職1号」の場合）

複合的な在留活動の許容、在留期間「5年」の付与、在留歴に係る永住許可要件の緩和、入国・在留手続の優先処理、配偶者の就労、一定の条件の下での親の帯同、一定の条件の下での家事使用人の帯同